

# 「北海道立道民の森」における新型コロナウイルス対応ガイドライン

北海道水産林務部森林環境局森林活用課

令和3年4月30日

一部改定 令和4年8月23日

## 1 趣 旨

道では、道立施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、「道立施設における感染防止対策の指針（令和4年5月30日改定）」（以下、「指針」という。）を策定し、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項を示し、「施設管理者が実施する事項」として、3つの「密」の防止、飛沫・接触感染の防止に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別ガイドラインを踏まえ、必要な感染防止対策を徹底することとしました。

このことから、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）が終息するまでの当面の間、「北海道立道民の森」における対策を次のとおり取りまとめました。

なお、本ガイドラインは、感染拡大の防止と施設の円滑な管理運営及び必要と考えられる対策を例示したものであり、感染症に関する専門家の知見、管理運営の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

## 2 感染防止のための基本的な考え方

指定管理者は、施設利用者、民間事業者、職員など、関係する者の感染症の拡大を防止するため、最大限の対策を講じる必要があります。

「3つの密（密閉・密集・密接）」の防止、飛沫・接触感染の防止及び業種別ガイドラインを基本に徹底した取り組みを行うこととします。

### 3-1 具体的な感染防止対策（通常時）

#### （1）指定管理者が実施する事項

##### 【「三つの密」の防止】

- ・「北海道ソーシャルディスタンス」の取組を実施する（約2m間隔の確保）。
- ・受付窓口、展示室等は、十分な間隔をとった立ち位置を表示し、施設利用者同士の距離を保つ。
- ・座席等は、十分な間隔をとり、対面しないよう利用させる。
- ・座席等を使用させないところに「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。
- ・施設内（室内）においては、約2mの間隔を確保（1人当たり4㎡）する。
- ・外気を取り入れるため、定期的な換気を実施する（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける。）。

##### 【飛沫感染、接触感染の防止】

- ・職員に対して毎日の体温測定、健康チェックを促し、発熱又は風邪の症状や体調不良の場合は、必要に応じて医療機関・保健所等の受診を促すとともに、診断結果を記録する。

- ・職員は、マスクの着用※1、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、手袋の着用も徹底する。
- ・清掃は換気しながら行う。
- ・ゴミは、ビニール袋に入れ、袋の口を閉じ密閉して処理する。
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
- ・委託事業者等に対しても上記と同様の予防措置を依頼する。
- ・複数人が共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最小限にする。
- ・複数人の手が触れる場所（ドアノブ、スイッチなど）を定期的に消毒する。
- ・複数人が共用する座席・用具などは、定期的に消毒を実施する。
- ・手や口が触れるもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにする。
- ・受付窓口など、利用者と対面する場所は、ビニールシートなどで仕切を設置する。
- ・洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう依頼する。
- ・ハンドドライヤーは使用しない。

#### ※1 マスク着用に係る注意事項

屋内においては、人との距離（「2 m以上を目安」（以下省略））が確保できる状況で、会話をほとんどしない場合は、マスクを着用しないことを妨げない。

屋外においては、人との距離が確保できない状況であっても、会話をほとんどしない場合は、マスク着用しないことを妨げない。

#### 【施設利用者への協力依頼】

- ・施設入口に感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）を掲示する。
- ・マスクを着用していない利用者への対応
  - （1）屋内において、人との距離を確保できない場合は、マスクの着用を促すとともに、人との距離を確保できる場合であっても、会話をする場合は、マスクの着用を促す又は会話をしないよう注意等を実施
  - （2）屋外において、人との距離を確保できない状況で会話をする場合は、マスクの着用を促す又は会話をしないよう注意等を実施
- ・発熱又は風邪の症状がある方、体調不良の方は現地職員に申し出るように依頼する。
- ・施設内に消毒用エタノールを設置し、施設利用者手指の消毒を依頼する。
- ・受付時は、代表者がまとめて手続きを行い、同行者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう依頼する。
- ・大声での会話を行わないよう呼びかけを依頼する。
- ・感染者が発生した場合に備え、施設利用者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、利用者名簿への記名等を依頼する。また、利用者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱う。
- ・「北海道コロナ通知システム」へのメールアドレス登録を依頼する。
- ・団体の宿泊利用については、出発前に各参加者から相部屋の同意を得るよう、団体に対して依頼する。

#### 【道民の森における取組の広報・周知】

- ・『『北海道スタイル』安心宣言』を掲示する。
  - ・感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）を掲示する。
- (2) 施設利用者へお願いする事項
- ・発熱又は風邪の症状がある者や、体調不良の利用者、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者※2の入場を制限する。
  - ・マスクの着用※1の推奨。
  - ・入場時に手指の消毒をする。
  - ・咳エチケットや手洗いをする。

#### ※2 濃厚接触者の定義

感染者の感染可能期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった人のうち、次の範囲に該当する人

- ・感染者（患者）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた
- ・患者の気道分泌物（痰（たん））もしくは体液等の汚染物質に直接触れた
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった

（出所）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和3年11月29日版）

### 3-2 具体的な感染防止対策（催事開催時）

#### 【開催前の準備】

- ・参加者同士の身体接触や接近を伴う活動や、多くの参加者が接触するような遊具や用具を使用することが想定される催事は極力避ける。
- ・激しい呼吸による唾液の飛沫を防ぐため、激しい運動を伴う催事は極力避ける。
- ・参加者同士の十分な距離を確保するよう計画し、必要に応じて定員調整を行う。
- ・参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ・発熱又は風邪の症状がある者や、体調不良の者、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者の参加を制限する。
- ・手洗い・手指の消毒が行える環境を整える。
- ・備品の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- ・直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・「北海道コロナ通知システム」へのメールアドレス登録を依頼する。

#### 【開催時の留意】

- ・できるだけ少規模グループに分けて実施し、三密の条件が発生しないよう留意する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ・激しい呼吸による唾液の飛沫を防ぐため、活動が激しい運動とならないよう留意す

る。

- ・マスク着用※<sub>1</sub>により運動強度があがることが想定される場面には、休憩を増やすなど、参加者の体調の変化に十分気をつける。熱中症対策でマスクを外して活動する場合は、十分な間隔を確保する。
- ・休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、座席の間を空けるなどして距離を確保するとともに、対面での飲食や会話を避ける。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・催事に関する説明等を行う職員等は、マスク着用※<sub>1</sub>のほか、フェイスシールドやインカム、拡声器を活用する等の対策を講じる。

#### 【職員等の安全確保】

- ・職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、発熱又は風邪の症状や、体調不良の症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を記録する。
- ・咳エチケット、マスク着用※<sub>1</sub>、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

#### 4 感染が疑われる者が発生した場合の対応

##### 【対応の流れ】

- ・事前に他者と区分して待機する部屋等を決めておく。
- ・発熱又は風邪の症状や体調不良など、感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに他者と区分した室内でマスクの着用の上、待機させる（同行者も同様）。
- ・感染が疑われる者に対応する現地職員を限定し、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を行った上で対応する。
- ・感染者が発生した部屋の換気を行う。
- ・現地職員は道民の森管理事務所に状況を報告する。
- ・道民の森管理事務所は、感染者と接触した者（現地職員及び施設利用者（参加者））の緊急連絡先等を記載した名簿を作成の上、一般財団法人北海道森林整備公社（本社）並びに石狩振興局森林室に状況を報告する。
- ・道民の森管理事務所は、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターへ連絡し、感染の疑いのある者の状況や症状を伝え、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

<連絡先> 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507（24時間・フリーダイヤル）
---

- ・他の施設利用者への情報提供は、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターの指示に従う。

##### 【対応フロー図】

「別表」のとおり

---

(参考資料)

- ・道立施設における感染防止対策の指針（令和４年５月３０日改定）〔北海道〕
- ・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第２版）（２０２１年１１月２２日第２版一部改定）〔全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全国シティホテル連盟〕
- ・ホテル業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（２０２１年１１月２２日一部改定）〔一般社団法人日本ホテル協会〕
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和４年６月９日一部改定）〔公益社団法人全国公民館連合会〕
- ・森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン（令和３年７月２１日最終改正）〔公益社団法人国土緑化推進機構〕